



発行 東京都

目次

告示

公告

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………

……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)……………

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………

……………(水道局)……………

○東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………

……………(同)……………

告示

●東京都告示第千五百三十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 商号 株式会社リヴァルド

二 代表者氏名 代表取締役 内田 源樹

三 主たる事務所 中央区銀座八丁目十七番五号

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇〇二五八号

五 免許年月日 平成二十九年二月二十四日

一 商号 株式会社NUAGE

二 代表者氏名 代表取締役 本間 純也

三 主たる事務所 新宿区西新宿五丁目十番十四号西新宿橋所の所在地 谷田ビル3F

四 免許証番号 東京都知事(1)第九七七七九号

五 免許年月日 平成二十八年十月七日

公告

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年十二月二十五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

九七〇四 株式会社 穴戸 美樹 足立区入谷 令和二年

テクノ工 業 五丁目十番 九月三十日

六六六 大東設備 網田 健志 足立区西伊 同年十一

工業株式 会社 興三丁目十 月十八日

号

六一九八 小田嶋工 小田嶋重雄 世田谷区中 同日

業所 町五丁目三十五番二号

七七八八 古川設備 古川 眞清 新宿区若宮 同月三十

工業 町二十六番 日

地マートル コート新宿 若宮町三〇

二

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。

令和二年十二月二十五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 休止年月日

九七一八 株式会社 鈴木 美里 武蔵村山市 令和二年

M.KC 大南二丁目 十月三十

ompa 四十七番地 一日

ny の八

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

